

令和8年度 上山市立北中学校

PTA 総会

◇令和8年4月25日(土)

◇9:45~10:45

◇北中学校 体育館

~当日の流れ~

8:30~9:20	フリー授業参観	各教室	
9:45~10:45	PTA総会	体育館	
11:00~11:50	学年保護者会総会		
	1年:被服室	2年:図書室	3年:体育館
12:00~12:30	こまくさ保護者会	こまくさ教室	

北中学校 校歌

作詞 真壁 仁
作曲 福井 文彦

一、蔵王の山なみ 仰ぐ庭に

はるかにめざす 真実の嶺

かたく結ぶ 友情の輪を

わかいいのちに ちからあふれ

自由のいぶき ここにおこる

われらかがやく 北の星座

二、世界の波風 よせる窓へ

われらはひらく 知識の扉

たかくうたう 創造のうた

まなぶよろこび まなぶ誇り

未来の夢を ここにえがく

われらかがやく 北の星座

次 第

1. 開会の挨拶
2. 校長挨拶
3. 学校職員紹介
4. 議長選出
5. 報告事項
 - (1) 令和7年度 事業報告
 - (2) 令和7年度 会計報告並びに会計監査報告
 - (3) 令和7年度 派遣費収支決算並びに会計監査報告
6. 協議事項
 - (1) 令和8年度 役員について
 - ① 会長・副会長・監事の承認について
 - ② 新会長の挨拶並びに役員の紹介
 - (2) 令和8年度 活動方針（案）について
 - (3) 令和8年度 事業計画（案）について
 - (4) 令和8年度 会計予算（案）について
 - (5) 令和8年度 生徒派遣費予算（案）について
 - (6) 令和8年度 山形県PTA安全互助会加入について
 - (7) その他
7. 議長降壇
8. その他
 - (1) PTA規約改正／PTA組織図について
 - (2) ネットリテラシー教育について
 - (3) 「おさがり会」の協力のお願い
 - (4) その他
9. 閉会の挨拶

1 学校教育目標

自立 共生 貢献

～知・徳・体の調和のとれた教育実践～

○目指す生徒の姿

- (1) 自ら課題を求め 困難を乗り越える生徒 「自立」
 - ・確かな学力を身に付け、予測困難な時代を乗り越える逞しい生徒の育成。
- (2) 互いを認め合う 笑顔かがやく生徒 「共生」
 - ・多様性を認め、安全で安心して活動に没頭する生徒の育成。
- (3) 地域とつながり 共に未来を創る生徒 「貢献」
 - ・地域と連携し、共に地域課題の解決に向かう生徒の育成。

○目指す学校の姿 「学ぶ楽しさを実感し 明日が待ち遠しい 安全・安心な学校」

- ・分かる楽しい授業を通して、いじめや不登校のない安全で安心な学校を目指す。

○目指す教師の姿 スローガン「深化」

- (1) 「率先垂範」・・・進んで生徒にあいさつする教師
 - ・自ら心を開き、いち早く変化に気づき悩みを受容できる教師を目指す。
- (2) 「師弟同行」・・・寄り添い共に高め合う教師
 - ・伴走者の意識を持ち、生徒と共に成長する教師を目指す。
- (3) 「凡事徹底」・・・当たり前を貫く教師
 - ・いのち最優先を徹底し、忙しさに妥協しない教師を目指す。

2 学校経営の重点

- (1) 学び合い分かる楽しい授業の実践
 - ・授業力向上を最優先課題とし、年間一教師一公開授業を通して授業力を高める。
 - ・上山市授業力向上アドバイザー森田准教授と連携し、関わり合いから学び合いへの深化を図る。
- (2) 不登校新規0・いじめ不登校未解決0
 - ・生徒を前面に押し出し関わり合う場面を意図的に増やして、生徒と生徒、教師と生徒の信頼関係を構築する。
- (3) 働きがい改革
 - ・ゆとりを創出して、教職員のやりがいや生きがいを支援する。
 - ・行事や授業時数の精選、土日の部活動地域展開を実施し生徒に関わる時間や業務時間のゆとりを確保する。

3 令和8年度のテーマ

『つながる かさなる ひろがる ～絆を深める～』

- 1学期「つながる」・・・共に理解し 思いをつなぐ
出会いの1学期。新しい関わりを意図的に仕組み、仲間を増やす。
- 2学期「かさなる」・・・思いをかさねて 互いを認める
行事の2学期。友情の創出。思いを重ねて絆を繋ぐ。
- 3学期「ひろがる」・・・思いをひろげて 世界に飛び立つ
旅立ちの3学期。新たな世界で通用する力を身に付ける。

令和7年度 事業経過報告（事務局）

日付	活動内容
4月14日	四役会
4月18日	第1回事務局会
4月23日	第1回評議員会
4月26日	P T A総会
5月22日	第1回上山市P T A連合協議会 代議員会
6月2日	教育振興後援会 常任委員会
6月6日	教育振興後援会総会
6月18日	第1回部活動地域展開検討委員会
6月20日	四役会
6月30日	第4回上山市みらいの学校構想検討委員会
7月18日	安心安全なまちづくり上山市民大会
8月22日	第5回上山市みらいの学校構想検討委員会
8月29日	第1回学校運営協議会
9月22日	第2回事務局会
10月1日	上山青少年育成市民会議
10月3日	第2回上山市P T A連合協議会 代議員会
10月18日	山形県P T A研修大会（新庄・最上大会）
11月8日	かみのやま教育の日 2025 記念式典
11月10日	臨時評議委員会
11月21日	上山市 P T A 連合協議会研究集会・母親委員会保護者研修会
11月27日	第6回上山市みらいの学校構想検討委員会
令和8年	
1月18日	四役会
1月29日	学校保健委員会
2月12日	第2回選考役員会・評議委員会
2月27日	第2回学校運営協議会
3月5日	第3回上山市P T A連絡協議会
3月7日	役員引継ぎ会
3月11日	第2回部活動地域展開検討委員会
3月14日	卒業式
3月19日	第8回上山市みらいの学校構想検討委員会

収入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	備考
1 PTA会費	702,000	699,300	△ 2,700	会員数×3,000 △転校生1名
2 繰越金	349,565	349,565	0	前年度より
3 雑収入	0	516	516	預金利子
合計	1,051,565	1,049,381	△ 2,184	

支出の部

0

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	備考	
運営費	1 会議費	10,000	9,512	△ 488	会議用お茶
	2 消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品代
	3 印刷製本費	7,000	7,000	0	封筒印刷代
	4 通信運搬費	67,000	69,380	2,380	連絡・Mobi年間使用料、郵送費
	5 表彰費	0	0	0	表彰状、記念品 *表彰規定に基づく
	6 慶弔費	40,000	0	△ 40,000	
	7 旅費	30,000	0	△ 30,000	
	8 渉外費	40,000	0	△ 40,000	
	9 市P連分担金	40,000	34,450	△ 5,550	市P連協議会拠出金
	10 事務局費	10,000	10,000	0	事務局費
	11 教育講演会費	0	0	0	
小計	274,000	160,342	△ 113,658		
活動費	12 体育文化部	0	0	0	
	13 広報部	300,000	239,250	△ 60,750	広報誌印刷代
	14 社教部	90,000	65,700	△ 24,300	地区奉仕活動補助
	15 1学年部	30,000	30,000	0	学年活動補助
	16 2学年部	30,000	30,000	0	〃
	17 3学年部	30,000	30,000	0	〃
	18 こまくさ学級部	10,000	10,000	0	学級活動費
小計	490,000	404,950	△ 85,050		
教育活動費	19 式典補助費	10,000	0	△ 10,000	
	20 環境美化費	95,000	92,196	△ 2,804	校舎内外美化・入卒業式生花
	21 負担金	41,000	38,910	△ 2,090	中体連負担金、中文連負担金
	22 研修費	20,000	0	△ 20,000	
	23 接待補助費	10,000	9,184	△ 816	
	24 消耗品費	30,000	54,618	24,618	用紙、インク代
小計	206,000	194,908	△ 11,092		
その他	25 予備費	81,565	35,640	△ 45,925	熱中症対策用品
	小計	81,565	35,640	△ 45,925	
合計	1,051,565	795,840	△ 255,725		

収支の部

収入総額 1,049,381 支出総額 795,840 残額 253,541

残額 253,541 円は、令和8年度に繰越させていただきます。

予算差引簿・通帳・領収書等を照合し監査の結果、適正であると認めます。

令和8年3月25日

上山市立北中学校PTA

会計監事 山川 裕美

会計監事 小林 友美

令和7年度 生徒派遣費 決算書

1 収入の部

番号	項目	予算額	決算額	増減	摘要
1	集金	446,000	444,200	△ 1,800	集金(転校生分減)
2	繰越金	900,222	900,222	0	令和6年度より
3	市補助金	500,000	506,414	6,414	県中総体等について補助金
4	強化費等	0		0	
5	その他	0	8,238	8,238	県中体連東北大会補助金、利息等
合計		1,846,222	1,859,074	12,852	

2 支出の部

番号	項目	予算額	決算額	増減	摘要
I	派遣費(県)	1,440,000	829,021	△ 610,979	
1	県中総体	730,000	442,050	△ 287,950	参加費、交通費
2	東北・全国大会	220,000	23,028	△ 196,972	参加費、宿泊・交通費
3	県中体連新人大会	170,000	71,650	△ 98,350	参加費、交通費
4	県吹奏楽コンクール	80,000	105,300	25,300	参加費、交通費
5	県中体連駅伝大会	130,000	13,500	△ 116,500	参加料
6	その他大会経費	110,000	173,493	63,493	地区吹奏楽・地区アンコン参加・運搬費、交通費等
II	派遣費(一般)	406,222	90,740	△ 315,482	
1	市中体連	110,000	56,400	△ 53,600	市中駅伝・市中総体
		213,000	29,500	△ 183,500	マニア杯、市長杯等の各種大会参加料等
2	各種大会				
3	その他	80,000	4,840	△ 75,160	登録料、各種コンクール等
合計		1,846,222	919,761	△ 926,461	

3 差引残高

総収入		-	総支出		=	差引残高
1,859,074			919,761			939,313

会計及び諸帳簿記載は正確であり、領収書、預金通帳の保管は適切であることを認めます。

令和 8年 3月 25日

上山市立北中学校

PTA監事

山川 裕美

PTA監事

小林 友美

上山市立北中学校PTA 令和8年度 役員予定者名簿

No.	役職名	氏名	学年	生徒名
1	会長	稲毛 祐二	3	菜花
2	副会長・母親委員	伊藤 みどり	3	花
3	副会長	多田 弘人	3	湊人
4	事務局長	杉山 篤史	3	いちか
5	事務局次長	関原 恭輔	2	佳音
6	事務局次長	左右田 裕美子	2	海飛
7	事務局次長	工藤 直剛	1	桜輔
8	事務局次長	佐藤 美保子	1	晟人
9	監事	小林 友美	3	璃空
10	校長	熊谷 雅志		評議委員
11	教頭	半田 智美		事務局員・評議委員
12	教務主任	尾形 雅宏		事務局員・評議委員
13	1学年主任	鈴木 翔太		評議委員
14	2学年主任	高橋 祥恵		評議委員
15	3学年主任	小笠原 光子		評議委員
16	幹事(庶務)	尾形 雅宏		—————
17	幹事(会計)	千原 美紀子		—————
18	幹事(会計)	堀江 優紀		—————

令和8年度 北中PTA活動方針（案）

1 活動目標

北中生の『豊かな心』をPTA会員全員で育むこと

2 重点項目

- (1) 社会環境の変化に対応した取り組みを推進する
- (2) 家庭と学校が連携を図り、子供たちの活動をサポートする

3 具体的な活動

- (1) 教育講演会等への参加
- (2) 学校行事への協力、部活動等の各種大会の激励応援
- (3) 『ネットリテラシー』に対する家族間での意識向上
- (4) 学校用品のリサイクル活動
- (5) PTA 運営体制や活動の見直しの協議

令和8年度 北中 P T A 年間事業計画 (案)

令和8年 ※①②③(1年2年3年)

月	学 校 行 事	事 務 局
4	8 始業式 8 第56回 入学式 10 駅伝壮行式 11 市中駅伝大会 25 授業参観	3 事務局会議 8 新1学年PTA入会式 8 四役会議 17 事務局会議・評議委員会 21 事務局会議・評議委員会(予備日) 25 PTA総会
5	7 二者面談(～29) 13 ③: 修学旅行(～15) 20 ②: キャリアスタートウィーク(～21) 20 ①: 校外学習(～21) 29 創立記念式典	未定 市PTA連絡協議会総会 未定 北中学区内3校PTA連絡協議会 (北中, 上小, 中小)
6	3 授業参観ウィーク(～5) 5 教育振興後援会総会 〃 市中総体壮行式 13 市中総体(～14) 26 第1回期末テスト	5 教育振興後援会総会 未定 市内3中学PTA連絡協議会 (北中、南中、宮川中)
7	3 ③: 福祉体験学習 9 授業参観 〃 県中総体・地区吹奏楽壮行式 18 地区吹奏楽コンクール(～19) 〃 県中総体(～20) 27 夏季休業(～8/23) 28 ③: 三者面談(～8/5) 31 県吹奏楽コンクール(～8/2)	13 ネット研修ウィーク(～19) 未定 教育長を囲む教育懇談会 未定 学校保健会
8		31 第1回学校運営協議会
9	1 ①②: 合唱中間発表会 2 ③: 合唱中間発表会 10 合唱コンクール 15 授業参観ウィーク(～19) 17 市中新人大会 壮行式 26 市中新人大会(～27)	
10	3 県中駅伝大会 10 運動会 17 県新人南ブロック大会 23 ③: 第2回期末テスト 24 東北中学校駅伝大会	
11	14 かみのやま教育の日 14 教育の日記念式典 14 県中新人決勝大会 19 ①②: 第2回期末テスト	14 かみのやま教育の日記念式典
12	2 新入生オリエンテーション 14 ①②: 三者面談(～21) 25 冬季休業(～1/6)	2 新入生説明会 未定 市P連「市長と語る会」

令和9年

1	12 進路激励会 19 公立高校入試前期(特色)A 22 ②: 親子進路説明会	28 学校保健委員会 未定 事務局会議
2	2 公立高校入試前期(特色)B 12 第3回期末テスト 24 ①: 職業人講話	26 第2回学校運営協議会 未定 PTA役員選考委員会 未定 事務局会・評議委員会
3	7 公立高校入試後期(学力検査) 13 修了式 14 第56回 卒業証書授与式 24 お別れの会	未定 PTA役員引き継ぎ 14 第56回 卒業証書授与式 未定 会計監査

収入の部

(単位 円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備考
1 PTA会費	702,000	460,000	△ 242,000	会員数(230)×2,000
2 繰越金	349,565	253,541	△ 96,024	前年度より
3 雑収入	0	0	0	預金利子
合計	1,051,565	713,541	△ 338,024	

支出の部

項目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備考	
運 営 費	1 会議費	10,000	10,000	0	理事会、評議委員会
	2 消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品代
	3 印刷製本費	7,000	7,000	0	封筒印刷代
	5 通信運搬費	67,000	20,000	△ 47,000	切手代、通信費
	6 慶弔費	40,000	40,000	0	お祝い、香典 *慶弔規定に基づく
	7 旅費	30,000	30,000	0	県PTA大会旅費、P会長旅費
	8 渉外費	40,000	40,000	0	三中P、三校P、市長を囲む会
	9 市P連分担金	40,000	40,000	0	市P連分担金
	10 事務局費	10,000	20,000	10,000	事務局会、学校用品リサイクル
	小計	274,000	237,000	△ 37,000	
活 動 費	11 体育文化部	0	0	0	中体連・各種大会応援 <廃止>
	12 広報部	300,000	0	△ 300,000	広報誌印刷代
	13 社教部	90,000	0	△ 90,000	地区奉仕活動補助
	14 1学年部	30,000	0	△ 30,000	学年活動補助
	15 2学年部	30,000	0	△ 30,000	〃
	16 3学年部	30,000	0	△ 30,000	〃
	17 こまくさ学級部	10,000	0	△ 10,000	学級活動費
小計	490,000	0	△ 490,000		
教 育 活 動 費	20 式典補助費	10,000	0	△ 10,000	入学式補助
	21 環境美化費	95,000	110,000	15,000	校舎内外美化・入卒業式生花
	22 負担金	41,000	41,000	0	中体連負担金、中文連負担金
	23 研修費	20,000	20,000	0	研修図書
	24 接待補助費	10,000	10,000	0	来客接待用
	25 消耗品費	30,000	50,000	20,000	用紙・インク代
小計	206,000	231,000	25,000		
そ の 他	26 予備費	81,565	245,541	163,976	
	小計	81,565	245,541	163,976	
合計	1,051,565	713,541	△ 338,024		

令和8年度 生徒派遣費 予算書(案)

1 収入の部

番号	項目	前年度予算額	本年度予算額	増減	摘要
1	集金	446,000	345,000	△ 101,000	集金 生徒一人1,500円×230名
2	繰越金	900,222	939,313	39,091	令和7年度より
3	市補助金	500,000	500,000	0	県中総体、東北・全国大会、新人大会、吹奏楽
4	強化費等	0	0	0	
5	その他	0	0	0	利息
	合計	1,846,222	1,784,313	△ 61,909	

2 支出の部

番号	項目	前年度予算額	本年度予算額	増減	摘要
I	派遣費(県)	1,440,000	1,400,000	△ 40,000	
1	県中総体	730,000	600,000	△ 130,000	参加費、交通費等
2	東北・全国大会	220,000	200,000	△ 20,000	参加費、交通費等
3	県中体連新人大会	170,000	150,000	△ 20,000	参加費、交通費等
4	県吹奏楽コンクール	80,000	150,000	70,000	参加費、交通費等
5	県中体連駅伝大会	130,000	150,000	20,000	参加費、交通費等
6	その他大会経費	110,000	150,000	40,000	吹奏楽アンサンブル県大会参加費等 県駅伝バス代等
II	派遣費(一般)	406,222	384,313	△ 21,909	
1	市中体連	110,000	100,000	△ 10,000	市中体連参加費、市中体連新人大会参加費
2	各種大会	213,000	200,000	△ 13,000	各種大会(マニア杯、市長杯等)、各種コンクール参加料等
3	その他 予備費	83,222	84,313	1,091	諸活動補助(登録料、各種コンクール等)
	合計	1,846,222	1,784,313	△ 61,909	

令和8年4月16日現在

令和8年度

定期集金について

上山市立北中学校

番号	項目	集金年額	摘要
1	PTA会費	2,000	運営費、教育活動費
2	生徒派遣費	1,500	一般派遣費
3	生徒会費	1,500	活動費1,000、運動会等500
4	印刷製本費	2,000	生徒会誌「北の星座」1,100、用紙代900
5	図書費	1,200	生徒用図書、図書用消耗品等
6	視聴覚費	0	鑑賞教室は実施しない
7	安全会費	1,160	振興センター460、PTA安全会費700
8	保健費	400	尿検査、保健衛生薬品
9	後援会費の一部	400	残り300円を地区で集金します。
10	口座振替手数料	160	手数料16円×10回
合計(1)		10,320	全学年共通

※ 「1」「7」「9」の会費については、世帯数での集金となります。

番号	項目	1年	2年	3年
11	給食費(44円補助) 一食361円 (1年186回・2年186回・3年184回)	67,146	67,146	66,424
44	学年費	4,300	800	900
13	学習費	32,000	22,800	11,800
14	校外学習費(1年)	5,000		
15	修学旅行積立金(1、2年)	40,000	40,000	
16	進路対策費(3年)			22,000
17	卒業積立金(3年)			18,000
合計(2)		148,446	130,746	119,124
総合計(1)+(2)		158,766	141,066	129,444

※ 集金方法は、口座振替により今年5月から翌年2月までの10回での集金となります。

※ なお、月ごとの集金額についてはPTA総会資料配布後に、別にお知らせいたします。

P T A の 目 的

1. 目 的

P T A（保護者と先生の会）の目的については、昭和42年の社会教育審議会報告「保護者と先生の会のあり方について」の中に、次のように明示されています。

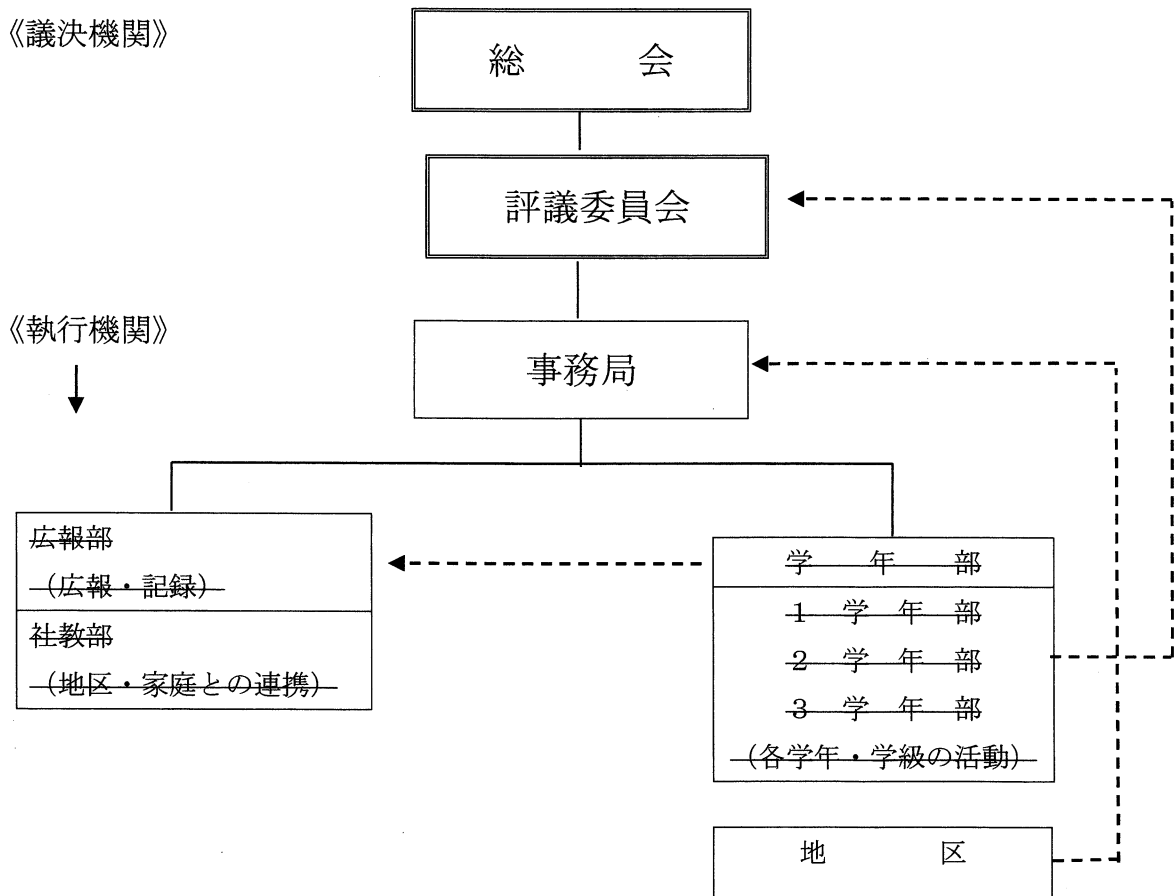
P T Aは、児童生徒の健全育成をはかることを目的とし

- ・親と教師が協力して
 - ◎学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに
 - ◎児童生徒の校外における生活の指導
 - ◎地域における教育環境の改善充実をはかるため
- ・会員相互の学習、その他必要な活動を行なう団体である。

要するに「子供の健全な成長をはかること」が目的で、
そのために

保護者と教師が一緒になって学習したり、活動したりすることなのです。

《上山市立北中学校 P T A 組織図》



※ 評議委員・専門部員（広報部）は、各学年部より選出

※ 専門部員（社教部）は、地区より選出

上山市立北中学校 P T A 規約

第 1 条 この会は上山市立北中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 条 この会の会員は、上山市立北中学校生徒の保護者及び教職員とする。

第 3 条 この会は会員相互の研修を図り、生徒の健全育成と学校教育の振興を図ることを目的とする。

第 4 条 この会は目的達成のために次の事業を行う。

- 1 生徒の教育環境の改善、向上、研究に関すること。
- 2 家庭教育、社会教育の向上に関すること。
- 3 生徒の学習活動、体育文化活動の振興に関すること。
- 4 その他必要なこと。

第 5 条 この会には次の役員を置く。任期は 1 年とするが再任を妨げない。但し、欠員により新たに就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 1 会 長
- 2 副会長
- 3 事務局長、事務局次長
- 4 評議委員
- 5 会 計
- 6 幹 事
- 7 監 事

第 6 条 役員の選出は次により選出する。

- 1 会長、副会長、監事は評議委員会で選出し、承認を得る。
- 2 事務局長、事務局次長、会計、幹事は会長が委嘱し、評議委員会の承認を得る。
- 3 新役員は、評議委員会での承認後から執務にあたることができる。

第 7 条 総会は年 1 回開催する。但し、必要に応じ臨時に開催することができる。総会は次の事項について協議する。

- 1 会務の事業計画、報告及び予算、決算に関すること。
- 2 役員の承認に関すること。
- 3 規約、規程の制定及び改廃に関すること。
但し、次年度当初からの運営に必要な改廃については、前年度の評議委員会の承認を経て、総会での決議前に適用することができる。
- 4 その他必要なこと。

第 8 条 評議委員会は必要に応じ会長が招集し、次の事項について協議する。

- 1 事業、予算の補正に関すること。
- 2 役員の選出及び承認に関すること。
- 3 規程の制定及び改廃に関すること。
- 4 緊急を要すること、その他必要なこと。

第 9 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し会務を総括し、諸会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 事務局長、事務局次長は会務の事務にあたる。
- 4 評議委員は会務の審議にあたる。
- 5 会計はこの会の会計にあたる。
- 6 幹事は庶務、会計にあたる。
- 7 監事は会務、会計を監査する。
- 8 上記、1 から 3 の役員の任務について遂行できない状況にある場合は、適宜判断し組織内で協力し任務を補佐並びに代行する。

第 10 条 この会の運営に必要な規程は別に定める。

第 11 条 この会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

第12条 この会の会務は4月1日より翌年3月31日までとする。

第13条 この会に次の簿冊を備える。

- 1 会員名簿
- 2 会計簿
- 3 会議録
- 4 規約、規程

付 則 この規約は平成14年12月19日に全面改正し、平成15年4月1日より実施する。

この規約は平成16年4月17日に一部改正し、同日より実施する。

この規約は令和7年2月14日に評議委員会で一部改正案が承認され、同日より実施する。

この規約は令和8年2月12日に評議委員会で一部改正案が承認され、同日より実施する。

役員選出規程

第1条 会長、副会長、監事の選出については、次のとおりとする。

- 1 事務局は選考委員会を組織し、次の候補者より選考する。
 - (1) 事務局は全会員の中から本人の承諾を得て推薦できる。
 - (2) 立候補する者は選考委員会に届け出る。
- 2 選考委員会は3月末までに選出を行い、評議委員会及び総会の承認を得る。

付 則 この規程は平成14年12月19日に全面改正し、平成15年4月1日より実施される。この規程は令和7年2月14日に評議委員会で一部改正案が承認され、同日より実施される。

この規約は令和8年2月12日に評議委員会で一部改正案が承認され、同日より実施する。

慶弔規程

第1条 会員、生徒の死亡のときは、弔意を表し香典を贈る。

第2条 教職員が結婚のときは、祝金を贈る。

第3条 教職員の父母、配偶者、子供が死亡のときは香典を贈る。

第4条 保護者がPTA活動中の怪我、もしくは教職員が3週間以上の入院または自宅加療を要するときは見舞金を贈る。

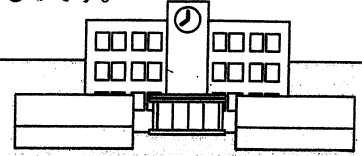
第5条 これら前条以外の場合で必要と認められる場合は事務局に一任し、事後、評議委員会に報告する。

付 則 この規程は平成14年12月19日に全面改正し、平成15年4月1日より実施される。この規程は令和7年2月14日に評議委員会で一部改正案が承認され、同日より実施される。

山形県PTA連合会安全互助会 補償制度のご案内

【安全互助会とは】

本制度は児童・生徒の学校管理下外のケガや、PTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償するものです。
山形県PTA連合会が保険契約者となる団体契約を活用した補償制度です。



単位PTAの一括加入

児童・生徒

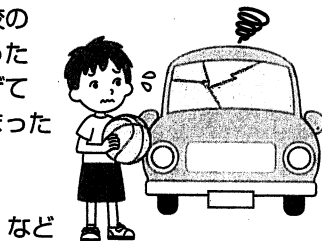
ケガの補償 (学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険)

- ・学校管理下外でのケガ
- ・PTA活動中のケガ



賠償責任の補償 (児童・生徒賠償責任補償条項)

- ・児童生徒ご本人が
放課後に遊んでいて学校の
窓ガラスを割ってしまった
- ・休み時間にボールを投げて
先生の車を傷つけてしまった
- ・旅行先で他人のものを
壊してしまった

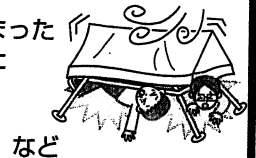


など

PTA会員

賠償

- ・PTAが
・行事中に他人のものを壊してしまった
- ・来費の方にケガをさせてしまった
- ・夏祭りで提供した食べ物で
食中毒を起こしてしまった



など

保管物

- ・PTA行事のために
学校から借りたものを
壊してしまった

など



傷害 (PTA団体傷害保険)

- ・保護者会員がPTA共催の
運動会でケガをした
- ・事前にPTAより参加が認められた
PTA行事のボランティアスタッフ
が安全パトロール中にケガをした

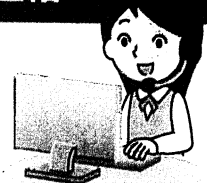
など



事故が発生したら 学校を通さず 保護者から保険会社へ連絡

AIG 損保 事故受付センター ☎0120-369-936 <24時間365日>

受付の際には「山形県PTA連合会の制度」とお伝えください。
やまがた子供総合保障制度にご加入されている場合は、一度にご請求手続きが可能です。
事故報告時にお申し出ください。※詳しくは裏面をご覧ください。



安全互助会の補償内容に関するお問い合わせ

●引受保険会社：AIG損害保険株式会社 仙台支店

☎022-726-7551

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 AIG仙台ビル3F FAX:022-227-0211

●事務取扱代理店：有限会社ビッグインシュアランス

☎022-794-7377

〒983-0821 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口188 岩切駅前KKビル1F-A FAX:022-794-7376

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

【コース別の補償額・会費について】

児童・生徒の学校管理下外のケガ

< 学校契約団体傷害保険（学校管理下外のみ） >

補償の内容		Sコース・Aコース共通	
		保険金額	
傷害(ケガ)の補償	学校管理下外の児童・生徒のケガの補償 ・児童・生徒が学校管理下外(※)でケガをした場合に補償します。 ※学校に登校してから下校するまでを学校管理下とし、それ以外は学校管理下外です。詳しくは「補償概要」をご覧ください。 ・登下校中の事故によるケガも補償します。 ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。 ・入院保険金、手術保険金、通院保険金は事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	死亡保険金額	55万円
		後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の	4%~100%
		入院保険金日額 (180日限度)	720円
		手術保険金 (1事故につき1回) 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の	10倍・5倍 (入院中・入院中以外)
		通院保険金日額 (90日限度)	480円

PTA活動中の会員・児童・生徒のケガ

< PTA 団体傷害保険 >

補償の内容		Sコース・Aコース共通	
		保険金額	
傷害(ケガ)の補償	PTA行事参加中の事故によるケガの補償 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。 被保険者(保険の対象となる方) ・PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒 ・PTA会員の同居の親族 ・PTA行事(※)への参加が事前にPTAより認められている方 ※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則(名称のいかに問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。	死亡保険金額	300万円
		後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の	4%~100%
		入院保険金日額 (180日限度)	3,000円
		手術保険金 (1事故につき1回) 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の	10倍・5倍 (入院中・入院中以外)
		通院保険金日額 (90日限度)	2,000円

保 険 期 間

2026年4月1日 午前0時より
2027年4月1日 午後4時まで

SコースとAコースの違いは「**児童・生徒の日常生活の賠償責任**」の保険金額のみです。

単位PTAごとの一括加入となりますので、どちらのプランに加入しているかご不明な場合はPTA担当の先生または取扱代理店・保険会社までお問合せください。

PTA行事の賠償責任

< PTA 賠償責任保険 >

補償の内容		Sコース・Aコース共通	
		保険金額	
損害賠償責任補償	PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 <対人・対物補償> (往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物を壊したりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の賠償責任を負った場合の補償。 <保管物補償> (往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中に壊したり盗難されたことに對してPTAが法律上の賠償責任を負った場合の補償。 <提供飲食物危険補償> ・PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	対人補償	1名 3,000万円 1事故 3億円 (自己負担額1,000円)
		対物補償	1事故 200万円 (自己負担額1,000円)
		保管物補償	1事故 10万円 保険期間中 500万円 (自己負担額5,000円)
		提供飲食物危険補償	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注) 保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。
クレーム対応費用	法律相談・クレーム対応費用補償 ・PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償。 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。	弁護士費用	1事故 100万円 保険期間中 1億円

児童・生徒の日常生活の賠償責任

< PTA 賠償責任保険 >

補償の内容		保険金額	
		Sコース	Aコース
児童・生徒の賠償責任補償	児童・生徒の損害賠償責任 ・PTAの管理下・管理下外を問わず、日本国内においてPTAの児童・生徒 (PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒) が他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊して、その児童・生徒または法定監督義務者(保護者) が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 ※PTA会員が個人で自動車保険、火災保険、傷害保険等のオプション補償として個人賠償責任補償にご加入されている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。	1事故 1,000万円 (自己負担額なし)	1事故 50万円 (自己負担額なし)

会費

<Sコース:児童・生徒の賠償責任補償1,000万円>

PTA会員 **700円** 兄弟一人増すごとに **550円**

<Aコース:児童・生徒の賠償責任補償50万円>

PTA会員 **600円** 兄弟一人増すごとに **450円**

【事故が発生した時のお手続きの流れ】

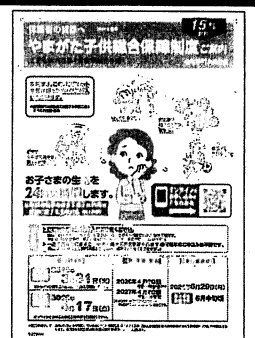


安全互助事業に関する補償概要はこちら⇒
2次元コードからアクセス



【よくあるご質問】

- Q1** 加入の手続きは必要ですか？
- A1** 当制度は単位PTAで一括加入しております。個人でのご加入手続きは不要です。
-
- Q2** 事故が発生した場合、どこに連絡すればいいですか？
- A2** 学校やPTA連合会を通さずAIG損保事故受付センターへ直接ご連絡ください。受付の際は「山形県PTA連合会の制度」とお伝えいただくとスムーズにご対応できます。事故受付センターから証券番号を確認されることがございます。証券番号については、6月中旬に県P連から各PTA宛にお送りしている安全互助会加入証をご確認ください。
-
- Q3** 学校から「やまがた子供総合保障制度」のパンフレットが配られたが山形県PTA連合会安全互助会とは異なる制度ですか？
- A3** 「山形県PTA連合安全互助会」と「やまがた子供総合保障制度」は別の制度です。両制度の違いについては下記をご参照ください。

安全互助会（本書）		やまがた子供総合保障制度	
単位PTAの 一括加入	加入方法	ご家庭ごとの 任意加入	
令和8年4月1日から1年間	補償期間	令和8年4月20日から1年間 ※卒業まで1年ごとの自動更新	
Sコース：700円 Aコース：600円 ※単位PTAごとに選択	掛金	12,000円～3,500円の4プラン ※ご家庭ごとに任意で選択	

※右記の二次元コードからやまがた子供総合保障制度のパンフレットもご確認いただけます。⇒



このパンフレットは保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合せください。

山形県PTA連合会安全互助会

〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内
 TEL:023-631-0055 FAX:023-635-4359
 山形県PTA連合会のホームページもご覧ください。 2次元コードからアクセス⇒



D-008086 (2027-03)

別紙「山形県PTA連合会安全互助会補償制度のご案内」とともにご覧ください。

山形県PTA連合会安全互助会 補償制度の補償概要

学校契約団体傷害保険 (傷害保険普通約款+学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)
PTA団体傷害保険 (傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いしない場合
学校契約団体傷害保険	PTA団体傷害保険	
<p>被保険者が学校の管理下外(※)で被ったケガについて保険金をお支払いします。 (※)学校の管理下外とは、「学校の授業中」、「在校中」、「教育委員会その他の機関、団体が行う教育活動行事への参加中(教職員が引率するものに限り、)のいずれにも該当しない間をいいます。 (注)入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。</p>		<p>(学校契約団体・PTA団体共通) ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●病気・心神喪失などおよびこれら原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染</p> <p>(PTA団体のみ) ・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ</p> <p>(学校契約団体のみ) ・大学の課外活動中の被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>
死亡保険金	<p>ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。</p>	
後遺障害保険金	<p>ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
入院保険金	<p>ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)</p>	
手術保険金	<p>ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)</p> <p>①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]</p>	
通院保険金	<p>ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)医師の指示により、保険の約款に定める部位(長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

細菌性食中毒補償特約	ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
熱中症危険補償特約	ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。

PTA賠償責任保険

(賠償責任保険<個人用>普通保険約款+PTA特別約款+
提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約)

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故>

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

<保管物に係わる賠償事故>

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。

※1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償(管理者賠償責任補償)	<p>保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任> PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任> 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。</p> <p>●被保険者の範囲 <PTA活動に伴う損害賠償責任> PTAまたはPTA役員 <保管物に係わる損害賠償責任> PTA</p> <p>●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金 (注)損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 ・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額 = 上記①の損害賠償金 + 上記②③④の各費用 - 自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。</p> <p><PTA活動に伴う損害賠償責任> 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任> 1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度。 ・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)</p>	<p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任><保管物に係わる損害賠償責任>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など <p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) など <p><保管物に係わる損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など
	提供飲食物危険補償特約	<p>PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。</p> <p>●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。</p>

〈PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用〉（法律相談・クレーム対応費用補償特約）

法律相談・クレーム対応費用補償特約	<p>保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用（※1）を補償します。</p> <p>ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。</p> <p>②PTAまたはPTA役員（※2）が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。</p> <p>（※1）事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。</p> <p>（※2）退任した役員を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金 被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用（※1）について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故（※2）につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。</p> <p>なお、顧問料は含みません。</p> <p>（※1）「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。</p> <p>（※2）同一の事由に対して発生した事故（クレーム行為など）は1回の事故とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風・洪水または高潮 ・放射線照射・放射能汚染 ・自動車などの所有・使用・管理 ・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。） ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 <p style="text-align: right;">など</p>
-------------------	--	--

- (注1) 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。
ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動（注2）へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。
- (注2) 「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

〈児童・生徒の日常生活に起因する賠償事故〉（児童・生徒賠償責任補償条項）

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
児童・生徒賠償責任補償条項	<p>保険期間中に、日本国内において、児童・生徒が誤ってケガをさせるなど他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。</p> <p>●被保険者の範囲</p> <p>①PTAの児童・生徒</p> <p>②①の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族</p> <p>●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。</p> <p>ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、1回の事故につき、ご契約の児童・生徒賠償保険金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>

事故が発生したときの手続き

（PTA団体傷害保険）

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- (ご注意)
1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することができる場合があります。
 2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。
 3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

（PTA賠償責任保険）

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

- 事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容
○同一事故を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容（既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。）

- (ご注意)
1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。
 2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
 3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。

保険用語のご説明

あ	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)「細菌性食中毒補償特約」セットの場合は、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・入院・手術・通院】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時価額	保管物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
は	P T A 役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これに準ずる方をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から引受保険会社へ払い込みいただく金銭をいいます。

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

仙台支店

TEL:022-726-7551 / FAX:022-227-0211

親子で正しく学ぼう

実施期間 7月13日～19日

『ネットリテラシー』Week

上山北中学校PTA

《目的》『情報』の正しい使い方を学び、健全で豊かな人間性を育む

《目標》①親子でインターネットの脅威を共有し、トラブルを回避する

②インターネットを有効活用し、友達や周囲の人を守る

ネットリテラシーとは、インターネットの情報を正しく理解し、適切に判断して活用する能力を意味します。インターネットには便利な情報がある反面、危険や嘘も多く含まれています。

また、全世界に公開される特性上、一度発信してしまった情報は永遠に残り続けると考えていいでしょう。このことを『デジタルタトゥー』と言います。

・SNSの投稿（過去のツイートや写真） ・ブログや掲示板の書き込み ・動画やライブ配信のアーカイブ

■小中学生の自殺要因と割合（目安） ■ SNS・ネットの影響 約5～10% ※増加傾向

スマホを持ち始める割合の多い中学生だからこそ、そのような特徴をいち早く理解し、トラブルを回避しながら正しく利用する能力を親子で身に着けていかなければなりません。

今後の取り組み

① 「ネットリテラシーテスト」を夏休み前に配付し、以下の期間中に自宅で実施
【実施期間】 7月13日(月)～19日(日)

② 保護者には事前に「答え」をtetoruで配信し、その答えを読み上げ採点

③ テスト用紙を担任の先生に提出
【提出日】 7月21日(火)

☆実施後の集計結果やご感想をとりまとめ、公表していきたいと思っています。

令和8年4月25日

上山北中学校保護者の皆様

上山市立北中学校

PTA会長 稲毛 祐二

校長 熊谷 雅志

担当 伊藤みどり

「おさがり事業SDGs推進の取り組み」へのご協力をお願い

日頃よりPTA活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

北中PTAでは、不要となった学校用品を回収し、必要な方へ無償にて頒布する活動を実施しておりますが、頒布会を実施できる在庫数となっていない現状です。昨年度の卒業生にリサイクル対象品のご提供をお願いしましたが、十分な数が確保できておりません。

つきましては、今年度も会員の皆様からリサイクル対象品を提供していただき、在庫の確保についてご協力をお願いすることとなりましたのでよろしくお願いいたします。

記

1 リサイクル対象品

- ・男子学生服、ズボン（夏用・冬用）
- ・女子ブレザー、スカート、ズボン（夏用・冬用）
- ・ジャージ上下
- ・ハーフパンツ
- ・柔道着
- ・通学カバン
- ・Yシャツ、ブラウス（長袖・半袖）

2 リサイクル品の回収方法

- ①洗濯をしてからご提供下さい。（通学カバン以外）汚れがひどいものはお控え下さい。
- ②リサイクル品は、学校の職員室までお持ち下さい。（生徒の持参も可）
- ③現在着用しているものがサイズアウトした際や、卒業のタイミングなど、回収については職員室にて随時受付しております。

【問い合わせ 北中PTA 教頭・教務主任】

上山市部活動の地域展開について

令和8年4月発行
上山市教育委員会

目的

「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」
「教員の働き方改革の推進」

具体策

- ① 令和6年度より市内中学校の部活動加入を任意加入とした。
- ② 休日の部活動を令和8年度に向けて段階的に地域へ展開する。
- ③ 平日部活動の拠点校方式を学校の要望に合わせて進めていく。

令和7年度	8月～3月末	新人チームや新体制への移行にともない、月2回 土・日を連続休養日とする。
令和8年度	4月～	休日（主に土日）の部活動は原則行わない。

- ④ 各競技団体へ働きかけ、「特に土日の受け皿となるクラブ」の発足依頼、体制整備を部活動地域展開検討委員会と連携して進めています。

<部活動と地域クラブ活動の違い>

	部活動	地域クラブ活動
位置づけ	学校教育の一環	社会教育の一環
運営団体	学校	市内スポーツ・文化芸術団体が主催者となった活動（体験教室含む）、地域スポーツクラブ（民間団体）、有志によるクラブの立ち上げ 等
指導者	教員、部活動指導員、外部コーチ	地域の指導者、団体専任指導者 等 一部教員の兼職兼業もありうる
参加者	学校在籍生徒（拠点校部活動もあり）	希望するすべての生徒
保険等	日本スポーツ振興センター（学校が加入）	スポーツ安全保険 等（運営団体が加入）

※その他にも各活動によって、主に使用する活動場所や費用負担等、細かな違いがあります。

その他

- ・中学生が部活動や地域クラブ活動に参加するパターンは様々考えられますが、中体連主催の大会に参加する方法は「部活動の部員として参加する」か「中体連主催の大会に参加できる地域クラブに所属して参加する」のいずれかとなります。中体連主催以外の大会への部活動としての参加は、原則行いません。
- ・地域クラブで中体連主催の大会に出場するには、別途中体連が定める登録を行う必要があります。詳しくは山形県中体連HPをご参照ください。

本件担当者

上山市教育委員会 学校教育課

指導主事 長藤 龍志

672-1111（内線323）

上山市における拠点校部活動の実施について

令和8年4月発行
上山市教育委員会

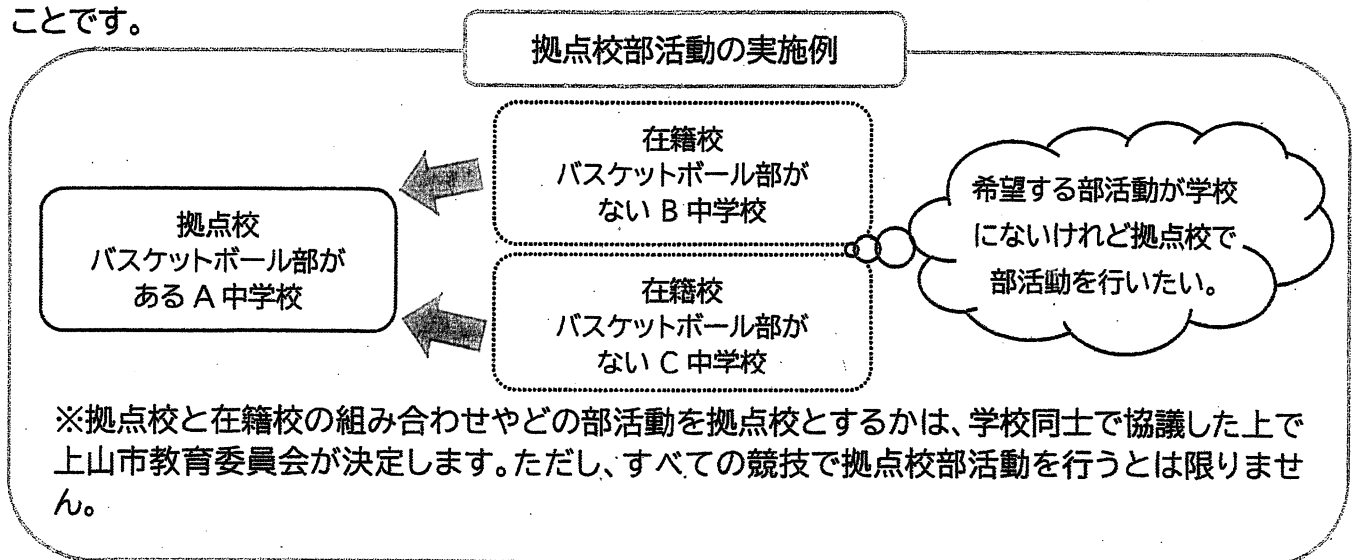
1 実施の背景

市内中学校において、生徒数の減少に伴う学校の小規模化にともない、教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況がでてきています。

上山市では、令和7年4月より市内の中学生にとって望ましい部活動が展開されるように、今後の部活動の在り方を創造する方策の一つとして「合同部活動」に加え、新たに「拠点校部活動(※)」を行っています。

2 拠点校部活動(※)とは

在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を上山市内の一つの学校が拠点校となって受け入れる方式のことです。中体連主催の大会にも拠点校チームとして大会に参加する方式のことです。



参加にあたっての留意事項

- 【移動手段】拠点校への移動は原則各自での移動となります。
- 【費用負担】用具や移動に係る費用などは自己負担となります。
- 【大会参加】中体連主催以外の大会への参加については各競技団体の規定によります。
- 【事故対応】活動・移動中の事故・けがについては日本スポーツ振興センターの保険が適用されます。
- 【活動方針】拠点校の部活動の方針及び上山市の部活動ガイドラインに則って活動します。
- 【実施期間】原則年度ごとの実施となります。(継続可能)

参加の手続き

まずは在籍校にご相談ください。必要な書類については後日お渡しします。

3 その他

拠点校部活動について何かご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡ください。

本件担当者
上山市教育委員会 学校教育課
指導主事 長藤 龍志 672-1111(内線 323)

山形県中学校長会 部活動に関する申し合わせ事項
— 保護者の皆さんへ —

令和8年4月
山形県中学校長会

1 部活動実施にあたっての申し合わせ事項

(平成20年度4月から実施 → 23年2月一部訂正 → 令和3年4月一部修正)

- | |
|--|
| (1) 毎週日曜日は、部活動休止日とする。
(2) 日曜日を部活動休止日とできない場合は、直近の土曜日を休止日とする。 |
|--|

※ 諸般の事情で、やむを得ず連続した土～日曜日を休止日にできない場合は、直近の授業日を部活動休止日とする。

2 申し合わせに際しての考え方

生徒にとって部活動は、中学校生活に占める割合は大きく、また学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、人格形成や健やかな心身の成長に大きく貢献しており、学校教育の一環としての教育的意義も大きいものがあります。本県においてもそうした観点から部活動を積極的に推進してきましたし、今後とも、さらによりよい姿を求めながら推進が図られるべきものと考えております。

しかし、勝敗を決する大会等を目標に活動する面も大きく、ややもすれば過度な活動が行われることもあることから、生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮することが必要であります。

そこで、山形県中学校長会は平成13年度に部活動の健全な推進に向けた「申し合わせ」を行い、適正な運営が行われるよう努めてまいりました。それ以降、近年の実状を考慮し、その申し合わせが一層有効に機能するように、再度上記の通り整理し、全県的に確認していくこととしております。

保護者の皆様におかれましては、下記の原則をもとに上記の申し合わせ事項として整理し直した趣旨を十分ご理解いただき、適正な部活動が行われ、生徒が充実した中学校生活を送れますよう、今後ともご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

— 原則 —

- | |
|---|
| (1) 学校週5日制の趣旨を再確認して行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 山形県教育委員会が学校週5日制実施上の原則として打ち出した「部活動は月から金までの間で行うものとする」を基本として行います。・ 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行います。 |
| (2) 学習指導要領の「生徒の人間として調和のとれた育成」「生徒に生きる力をはぐくむこと」という趣旨に沿って行います。 |
| (3) 生徒の心身面での健康維持・管理に十分配慮して行います。 |
| (4) 生徒のバランスのとれた健全な生活のリズムが確立されるよう配慮しながら行います。 |

3 補足事項

- | |
|---|
| (1) 学校間で練習試合を組む場合は、土曜日に設定することを原則とします。 |
| (2) 上記申し合わせ事項は、各学校の部活動において徹底を図るとともに、各競技団体や社会教育団体等にも周知を図り、ご協力をお願いしていきます。 |

4 保護者の皆様へのお願い

- | |
|--|
| ◇ 保護者の皆様には、部活動運営上、大変お世話になっております。保護者会が設置されている部にあっては、なお、保護者会の目的が支援・協力・応援にあることを改めてご確認いただき、保護者会が単独で部活動としての練習会を主催したり、直接生徒の指導にあたりたりすることのないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。 |
| ◇ 併せて、中学校の部活動が中学生の自主的、自発的活動の一環としての活動であり、「スポーツ少年団」活動とは目的・性格が異なることもご理解くださるようお願いいたします。 |

県内各中学校長 殿
各中学校PTA会長 殿

山形県中学校長会長
山形県PTA連合会長
山形県中学校体育連盟会長
山形県中学校文化連盟会長

部活動における生徒の移動及び留意点について

日頃より、学校における部活動に対し、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、平成20年4月24日付け県内各中学校長並びに各中学校PTA会長宛文書「部活動における生徒の移動等について」でお願いをしてきたところがあります。各学校におかれましては、この趣旨に則り鋭意お取り組みいただいていることと存じます。

つきましては新年度をむかえるにあたり、教育活動の一環として実施される部活動について、その意義を十分踏まえていただき、各学校においてこれまで同様引き続き下記に留意されるよう、よろしく願いいたします。

なお、下記の事項、部活動のあり方等、関係する諸課題につきましては、今後とも継続して検討して参りたいと考えております。

記

- 1 学校外の活動にあつては、生徒の移動手段について留意すること。
 - ・ 公的交通機関を利用すること。
 - ・ 自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを遵守するよう、交通安全指導を徹底すること。
 - ・ 保護者の自家用車には他の生徒を同乗させないこと。
- 2 万が一のけが・事故等の発生を想定し、迅速に適切な対応がとれるようにすること。
- 3 生徒の健康管理、生活のバランスに配慮して指導にあたること。
- 4 体罰や暴言等の行き過ぎた指導のないように留意すること。

令和8年度（2026年度）年間計画

○…給食 ●…弁当 ……昼食無し

4月		5月		6月		7月		8月		9月													
日	曜	給	予 定	日	曜	給	予 定	日	曜	給	予 定												
1	水	○	学年始休業 職員会議① 各種会議	1	金	○	朝: いじめと心のアンケート AM: 全国学力学習状況調査(英語話すこと調査)⑤⑥生徒総会 ※定期監査(事前審査)	1	月	○	衣替え 心のアンケート 放: 朝新着高生徒との花植え(中国)?	1	水	○	心のアンケート 定時退校日・部活動停止日 ★行・探	1	土	○	県吹奏楽コンクール	1	火	○	⑤1年合唱中間発表 ⑥2年合唱中間発表 ★行
2	木	○	各種会議	2	土	○		2	火	○	放: 専門委員会 ヴス	2	木	○		2	日	○	県吹奏楽コンクール	2	水	○	③3年合唱中間発表 ★行 定時退校日・部活動停止日
3	金	○	経営委員会 各種会議	3	日	○	憲法記念日	3	水	○	朝: 応援練習 授業参観①～④ 14:30 眼科検診(全年生)定時退校日・部活動停止日	3	金	○	3年: 福祉体験学習 ★行・探	3	月	○	諸帳簿点検日(校内)	3	木	○	
4	土	○		4	月	○	みどりの日	4	木	○	朝: 応援練習 放: 教科部会 ★行・探	4	土	○		4	火	○	13:30～GU研修会(第3希望日)	4	金	○	第2回校内授業研究会 定時退校日・部活動停止日
5	日	○		5	火	○	こどもの日	5	金	○	⑤中総体壮行式 教育振興後援会総会	5	日	○		5	水	○	AMor1日市学研③	5	土	○	吹奏楽コンクール東北大会(秋田市)
6	月	○	職員会議② 生徒理解研修(エビベン講習)	6	水	○	振替休日	6	土	○		6	月	○	朝: 応援練習 専門委員会 森田先生来校日	6	木	○		6	日	○	吹奏楽コンクール東北大会(秋田市)
7	火	○	研究推進委員会(全体)	7	木	○	二者面談期間～5/29 ヴス ★行・探	7	日	○		7	火	○	朝: 応援練習 プール授業1年生	7	金	○		7	月	○	⑥総: 合唱関係
8	水	○	新任式、第1学期始業式 23年: 学活 第56回入学式(午後) 定時退校日・部活動停止日	8	金	○		8	月	○		8	水	○	定時退校日・部活動停止日	8	土	○		8	火	○	おひさまの会①
9	木	○	1年: 学年開き ③④物産指導(学習、生活、清掃、応援) ⑤生徒会入会式・部活動紹介	9	土	○		9	火	○	朝: 第1回Web-QUアンケート	9	木	○	朝: 応援練習 授業参観(フリー①～③) ⑥県中総体&地区吹奏楽コンクール壮行式	9	日	○		9	水	○	定時退校日・部活動停止日
10	金	○	①知能検査、②③④学活 ⑤交通安全教室(スクールガードリーダー紹介)⑥駅伝壮行式	10	日	○		10	水	○	定時退校日・部活動停止日	10	金	○	3年: 第1回実力テスト 指導部会 素点交換 ヴス	10	月	○	学校閉庁	10	木	○	合唱コンクール(エコーホール) 部活動停止日
11	土	○	市中駅伝大会(山形市あかねヶ丘)	11	月	○	放: 専門委員会	11	木	○	★行・探	11	土	○	県中総体(陸上・ソフトテニス)	11	火	○	山の日・学校閉庁	11	金	○	①合唱コンクール振り取り
12	日	○		12	火	○	2年⑤⑥CSW事前訪問	12	金	○		12	日	○		12	水	○	学校閉庁	12	土	○	
13	月	○	①②身体計測一応援 ④初発指導(給食・保健)給食スタート	13	水	△	3年: 修学旅行(～5/15) 1、2年給食あり 定時退校日・部活動停止日	13	土	○	市中総体(陸上:山形市)	13	月	○	学年部会 評定交換 (3年:全教科 1・2年:5教科+保健)	13	木	○	学校閉庁	13	日	○	
14	火	○	14:00 貧血検査(2年生) 1年: NRT検査 2、3年: 授業スタート 昼放送: 駅伝報告 専門委員会	14	木	△	3年: 修学旅行(～5/15) 1、2年給食あり	14	日	○	市中総体(陸上:山形市)	14	火	○	朝: 運動会組み分け朝会 プール授業1年生	14	金	○	学校閉庁	14	月	○	朝: 応援練習 ⑥合唱振り取り ★行
15	水	○	1年: 授業スタート 13:30内科検診(3年・こま・さ) ①②議案審議 定時退校日・部活動停止日	15	金	△	3年: 修学旅行(～5/15) 1、2年給食あり	15	月	○	休業日	15	水	○	通知表学年点検 定時退校日・部活動停止日	15	土	○		15	火	○	朝: 応援練習 ヴス 授業参観①～③(～9/19まで) フリー①～③ 定時退校日・部活動停止日
16	木	○	9:00 心電図検査(1年生) 14:15 耳鼻科検診(全年生)	16	土	○		16	火	○	朝or昼放送: 市中総体報告会 放: 地区班会	16	木	○	通知表最終点検	16	日	○		16	水	○	朝: 応援練習 ★探
17	金	○	ヴス	17	日	○		17	水	○	定時退校日・部活動停止日	17	金	○	県中総体・開会式・監督会議	17	月	○		17	木	○	⑥市中新入壮行式
18	土	○		18	月	○	指導部会 ヴス	18	木	○	9:00 歯科検診(2C・1年生) ★行・探	18	土	○	県中総体・地区吹奏楽コンクール	18	火	○		18	金	○	教育実習最終日 放: 避難訓練②(地震)
19	日	○		19	火	○		19	金	○	★行・探	19	日	○	県中総体・地区吹奏楽コンクール	19	水	○		19	土	○	
20	月	○	⑥避難訓練(火災)⇒地区班会	20	水	△	2年CSW1日目 1年校外学習 定時退校日・部活動停止日 3年給食あり	20	土	○		20	月	○	海の日 県中総体	20	木	○		20	日	○	
21	火	○	朝提出: 尿検査	21	木	△	2年CSW2日目 1年校外学習 ★行・探 ※定期監査(定期審査) 3年給食あり	21	日	○		21	火	○	朝: 県中総体報告・表彰 県中総体予備日 プール授業1年生	21	金	○	夏季休業最終日 8:45～職員朝会	21	月	○	敬老の日
22	水	○	PM3年: 全国学力学習状況調査(英語3技能・生徒質問紙調査) PM市学研① 定時退校日・部活動停止日	22	金	○	9:00 歯科検診(3年・こま・2年)学年部会	22	月	○	テスト前部活動停止日	22	水	○	第1回進学指導委員会 定時退校日・部活動停止日 日ヴス	22	土	○		22	火	○	国民の休日
23	木	○	3年: 全国学力学習状況調査(国数) 9:00 内科検診(1年) ⑥議案審議・官学校生徒との交流学習	23	土	○		23	火	○	テスト前部活動停止日	23	木	○	⑥運動会結団式・地区班会	23	日	○		23	水	○	秋分の日
24	金	○		24	日	○		24	水	○	PM市学研② 定時退校日・部活動停止日	24	金	○	③1学期終業式+学年集会④学活 部活動停止日 PM市学研②(保護者対象)学年保護委員会・通知表配付	24	月	○	朝: 全校朝会(選挙公示)★ 探 ヴス	24	木	○	朝: 全校朝会(選挙公示)★ 探 ヴス
25	土	○	①フリー授業参観(担任授業) 11:00～PTA総会・学年保護者会 部活動停止日	25	月	○	経営委員会	25	木	○	テスト前部活動停止日	25	土	○		25	火	○		25	金	○	3年: 第3回実力テスト
26	日	○		26	火	○	⑤1、2年メディア講座 ★3年行	26	金	○	第1回期末テスト 部活動停止日	26	日	○		26	水	○	3年: 第2回実力テスト 定時退校日・部活動停止日	26	土	○	市中新入大会(山形市:陸上)
27	月	○	25日の振替休日	27	水	○	第1回校内授業研究会 定時退校日・部活動停止日	27	土	○		27	月	○	夏季休業 ～8/23 経営委員会9:00～11:00	27	木	○	⑤合唱関係定 ★行	27	日	○	市中新入大会(山形市:陸上)
28	火	○	⑤⑥総合学習オリエンテーション ★探	28	木	○	職員会議③定時退校日・部活動停止日 9:00 内科検診(2年)	28	日	○		28	火	○	3年三者面談期間(-8/5) 教育実習打ち合わせ15:30～	28	金	○	①全校合唱練習 ★行	28	月	○	休業日
29	水	○	昭和の日	29	金	○	朝: 創立記念式 ③～⑥総合まとめ学習(学年行事) 小中連絡会(北中) ★行	29	月	○	吹奏楽部リハーサル(やまぎんホール)	29	水	○	職員会議④9:00-11:00 13:30～GU研修会(第1希望日)	29	土	○		29	火	○	★探
30	木	○	本入部集会 ヴス	30	土	○		30	火	○	ヴス	30	木	○	13:30～GU研修会(第2希望日)	30	日	○		30	水	○	①～④総合学習プレゼンテーション(学年間交流)⑤まとめ 振り取り 定時退校日・部活動停止日
31	日	○		31	月	○		31	金	○		31	金	○	県吹奏楽コンクール(～8/2)	31	月	○	教育実習スタート(社数体) ～9/18 第1回学校運営協議会	31	日	○	
授業日	16		授業日	18		授業日	21		授業日	18		授業日	6		授業日	18							

令和8年度 教育相談だより

今年度も2名のカウンセラー（SC）の先生が北中学校に配属されています。昨年度から引き続き吉田祐子SCと丸山亮介SCが担当して下さいます。生徒の皆さんはもちろん、保護者の方も利用することができます。生徒の皆さんの学習、友達に関わる悩み事や相談事、お子様のことでの悩み事や相談事などがありましたら、ぜひ面談してみてください。

◇1回の相談時間は、45分間です。

◇相談場所は、3階図書室となりの相談室です。

◇カウンセリングを希望したいという生徒や保護者の方がいましたら、担任または学年主任を通してSC担当の堀井まで連絡をいただければと思います。その後、日時を調整します。

◇SCに相談した内容は、守秘義務により守られますので、ご安心ください。

上山北中学校 ☎ 672-1502（担当：堀井しずか）

	吉田SC(16回)	丸山SC(18回)
時間	9:30~16:30	12:00~18:00
4月	15 (水)	23 (木)
5月	12 (火)	7 (木)
	20 (水)	28 (木)
6月	10 (水)	4 (木)
	17 (水)	18 (木)
7月	15 (水)	16 (木)
8月	26 (水)	27 (木)
9月	9 (水)	3 (木)
	15 (火)	24 (木)
10月	7 (水)	6 (木)
	20 (火)	22 (木)
11月	18 (水)	5 (木)
		26 (木)
12月	9 (水)	18 (金)
1月	20 (水)	14 (木)
		28 (木)
2月	3 (水)	10 (水)
	17 (水)	25 (木)

令和8年度の評価・評定と通知表についてのお知らせ

◆評価の観点は3つ

次の3つの観点で評価します。

観点①知識・技能	何を理解しているか、何ができるか。
観点②思考・判断・表現	各教科の知識・技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうか。
観点③主体的に学習に取り組む態度	①②を身に付けるために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について思考錯誤するなど、自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているか。

◆「絶対評価」とは？

評価は、他者との比較（相対評価）ではなく、個人の達成度で評価評定を行う「絶対評価」になります。

1. 必修教科における評価・評定について

(1) 観点ごとに評価の資料（評価テストや平常の学習状況）を、観点ごとの目標の達成度合いに基づいて3段階（A・B・C）で絶対評価を行います。

- ・目標の達成状況が、十分に満足できると判断される場合・・・・・・・・A
- ・目標の達成状況が、おおむね満足できると判断される場合・・・・・・・・B
- ・目標の達成状況が、努力を要すると判断される場合・・・・・・・・C

(2) 次に観点ごとの評価を総括し、同じく絶対評価によって、5段階（5・4・3・2・1）で評価しております。

◆評定：総括的评价

- ・「十分満足できると判断されるもののうち特に程度の高いもの」・・・・5
- ・「十分満足できると判断されるもの」・・・・・・・・・・・・・・4
- ・「おおむね満足できると判断されるもの」・・・・・・・・・・・・3
- ・「努力を要すると判断されるもの」・・・・・・・・・・・・・・2
- ・「一層努力を要すると判断されるもの」・・・・・・・・・・・・・・1

◎今年度は、国語、社会、数学、理科、英語、保健体育については、年3回（節ごと）の評価を行います。音楽、美術、技術・家庭については3年生が年3回（節ごと）、1、2年生は年2回（前後期）の評価を行います。

◆本校の観点別学習状況の評価と評定の関係について

観点別学習状況の評価（分析的評価）		評定（総合的評価）	
十分満足できる	A	特に程度が高い	5
		十分満足できる	4
おおむね満足できる	B	おおむね満足できる	3
努力を要する	C	努力を要する	2
		一層努力を要する	1

上の表を見てわかるように、観点別評価のA・B・C3段階を1・2・3・4・5の5段階で評定するため、3つの観点別評価が、「AAA」であっても、評定に4がつく場合があります。

達成状況がおおむね満足できる段階では、「B」の表示となり、今後努力を要すると判断される場合には、「C」で表しています。お子様の学習状況を把握していただき、改善に向けての目安にいただければと考えております。

2. 総合的な学習の時間における評価・評定について

「総合的な学習の時間」の評価（個人内評価）は、生徒がいかに課題に取り組んでいるか、課題解決の能力はどの程度身についたかなどの観点で行われます。評価については、点数や評定などの数値で表すことはせず、学年末に年間を通じて主だった学習活動の状況を文章で記述いたします。

3. 「道徳」の時間における評価・評定について

「道徳」の時間の評価（個人内評価）は、点数や評定などの数値で表すことはせず、学年末に年間を通じての学習活動の状況を文章で記述いたします。

4. 通知表について

通知表は、お子様の学校における学習・行動・健康など、さまざまな面についてお知らせし、お子様についての理解をより深めていただくとともに、ご家庭と学校の連絡を密にすることにより、教育活動の効果をより高めようというねらいで作成しています。

- (1) 各必修教科の「評価の観点」の欄には、実現すべき目標（評価の観点）が設定されています。この目標に照らして、達成の状況はどうかという視点で評価（絶対評価）しています。通知表には、その到達状況をA・B・Cで表示しています。詳細は、1の(1)(2)を参照してください。
- (2) 「各必修教科の評定」の欄には、絶対評価による5段階の評定を記入しております。
- (3) 「行動の記録」の欄には、全体的な学校生活の行動の様子から判断し、特に優れている点には○がついています
- (4) 「特別活動の記録」の欄には、生徒会役員および生徒会委員、学級内での係、部活動などを記入しています。

(5)「出席などの状況」については、その学期の欠席日数などについて記入しています。

(6)「学校より」の欄には、学級担任よりその学期の学校生活全体を通しての活動状況やアドバイス、これからの家庭・学校生活に向けての課題などを記入しています。ご家庭から学校への連絡欄もぜひご活用ください。なお、返却の際には保護者押印欄をご確認の上、お子様を通して学校までお届けくださいますようお願いいたします。

5. 今年度の定期テストの日程について

年間3回の期末テスト（定期テスト）を予定しています。その他に、教科ごとの単元テスト等が授業の中で行われ、期末テストの得点だけで評価は決まりません。第2回のテスト日程が違うのは、3年生の公立高校入試日の関係によるものです。

テスト名	実施時期	出題内容
第1回期末テスト	6月26日（金）	6月までの学習内容
第2回期末テスト	3年：10月23日（金）	10月までの学習内容
	1, 2年：11月19日（木）	11月までの学習内容
第3回期末テスト	2月12日（金）	2月までの学習内容

令和8年度 上山市立北中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を本基本方針に従って行う。

(いじめの禁止) すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう(第2条)

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重要目標の一つとして弱い者、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、積極的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等の時間を利用し、人権擁護委員からの講話、人権作文への取り組みや道徳集会等を実施する。
- (オ) 生徒同士の良好な人間関係を築くために学級でショートエクササイズを行ったり、生徒会主導でレクレーション等を行う。

②いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- a : 生徒対象悩み・いじめアンケート調査 年9回(4月、8月、3月を除く毎月)
- b : 保護者対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)
- c : 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(6月、11月)

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- a : スクールカウンセラーの活用
- b : いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめの対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓

発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を生徒及び保護者に行う。

(3) いじめ防止に関する措置

①いじめの防止等の対策機能を持つ組織「教育相談委員会」を常時設置する。
いじめ防止等を実効的に行うため、教育相談委員会内に次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

< 構 成 員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(スクールカウンセラー)

< 活 動 >

- a : いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- b : いじめ防止に関すること。
- c : いじめ事案に対する対応に関すること。
- d : いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

< 開 催 >

教育相談委員会は月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認や情報収集を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、上山市教育委員会及び上山警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事案への対処(第三者委員会の設置)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア 重大な事案が発生した旨を、上山市教育委員会に速やかに報告する。

イ 上山市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

実 施 対 策		実 施 対 策	
4月		10月	生徒アンケート
5月	生徒アンケート 二者面談	11月	生徒アンケート 保護者アンケート
6月	生徒アンケート	12月	生徒アンケート
7月	生徒アンケート 保護者アンケート	1月	生徒アンケート
8月	生徒アンケート	2月	生徒アンケート
9月	生徒アンケート	3月	

※生徒アンケート(心のアンケート)は4、8、3月を除き毎月実施する。